

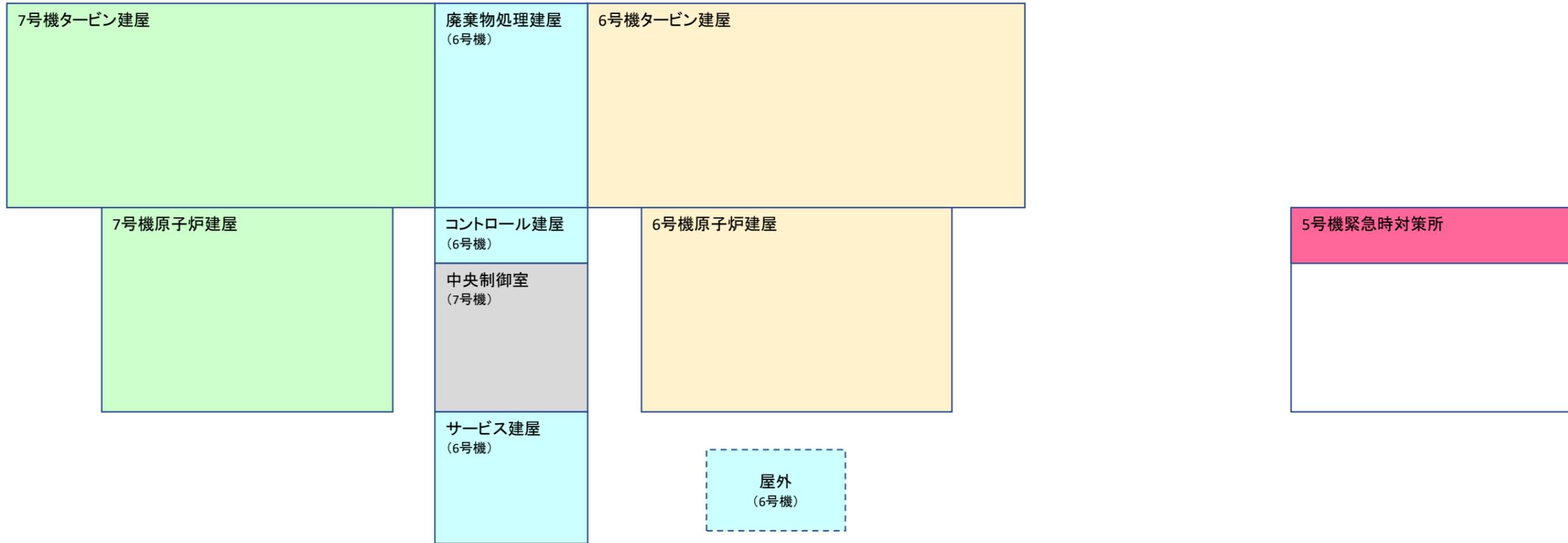
柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設計及び工事計画審査資料	
資料番号	KK6-006 改0
提出年月日	2023年10月20日

## 通信連絡設備の共用概要図

2023年10月

東京電力ホールディングス株式会社

通信連絡設備(発電所内)の共用整理について[送受話器・電力保安用電話]



		緑部	青部	灰部	橙部	赤部
送受話器(ページング)(警報装置)	7号認可時	① 7号機設備	—	③-1 7号機設備	—	⑤-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	③-2 7号機設備, 6.7号機共用	④ 6号機設備	⑤-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置
送受話器(ページング)(警報装置) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)	7号認可時	—	②-1 6.7号機共用, 6号機に設置	—	—	—
	6号申請時 ※1 ※2	—	②-2 7号機設備, 6.7号機共用, 6号機に設置	—	—	—
送受話器(ページング)	7号認可時	① 7号機設備	—	③-1 7号機設備	—	⑤-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	③-2 7号機設備, 6.7号機共用	④ 6号機設備	⑤-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置
送受話器(ページング) (コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋及び屋外)	7号認可時	—	②-1 6.7号機共用, 6号機に設置	—	—	—
	6号申請時 ※1 ※2	—	②-2 7号機設備, 6.7号機共用, 6号機に設置	—	—	—
電力保安通信用電話設備(固定電話, PHS端末及びFAX)	7号認可時	① 7号機設備	—	③-1 7号機設備	—	⑤-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	③-2 7号機設備, 6.7号機共用 ③-3 6.7号機共用, 7号機に設置	④ 6号機設備	⑤-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置 ⑤-3 6.7号機共用, 5号機に設置
電力保安通信用電話設備(固定電話及 びPHS端末)(コントロール建屋, 廃棄物 処理建屋, サービス建屋及び屋外)	7号認可時	—	②-1 6.7号機共用, 6号機に設置	—	—	—
	6号申請時 ※1 ※2	—	②-2 7号機設備, 6.7号機共用, 6号機に設置 ②-3 6.7号機共用	—	—	—

※1. 7号認可申請済 ...

②-2 :コントロール建屋, 廃棄物処理建屋, サービス建屋, 屋外に設置しており, 7号機設工認にて申請済み。申請号機が7号機のため, グラドルールに則り『7号機設備』を追記

③-2 :中央制御室に設置。7号認可時点では, 中央制御室を7号機設備として整理しており, 共用の扱いは6号機の設計進捗後決定することとしていた。  
6号機の申請にあたり, 共用設備である中央制御室に設置する送受話器, 電力保安通信用電話設備は, 号機の区分けなく使用できる設計であることから共用に整理する。

※2. 6号にて新規追加 ...

⑤-2 :5号機緊急時対策所に設置しており, 7号機設工認にて申請済み。申請号機が7号機のため, グラドルールに則り『7号機設備』を追記

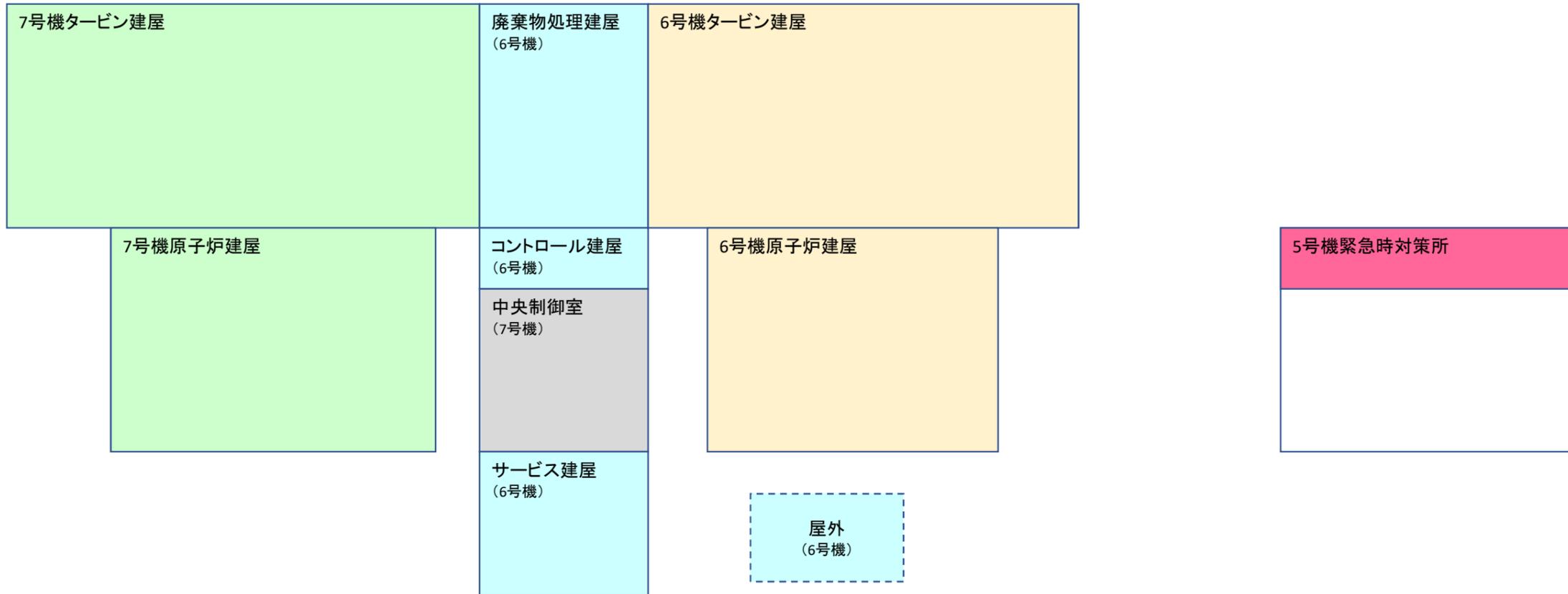
②-3 :6号機コントロール建屋, 6号機廃棄物処理建屋, 6号機サービス建屋, 屋外に設置。6号機交換機加入の電力保安通信用電話設備を6号機設備として申請。なお, 共用の扱いは7号認可時と同じ

③-3 :中央制御室に設置。6号機交換機加入の電力保安通信用電話設備を6号機設備として申請。なお, 共用の扱いは③-2項参照

④ :6号機原子炉建屋, 6号機タービン建屋に設置

⑤-3 :5号機緊急時対策所に設置。6号機交換機加入の電力保安通信用電話設備を6号機設備として申請。なお, 共用の扱いは7号認可時と同じ

通信連絡設備(発電所内)の共用整理について[衛星電話・無線連絡・インターフォン]

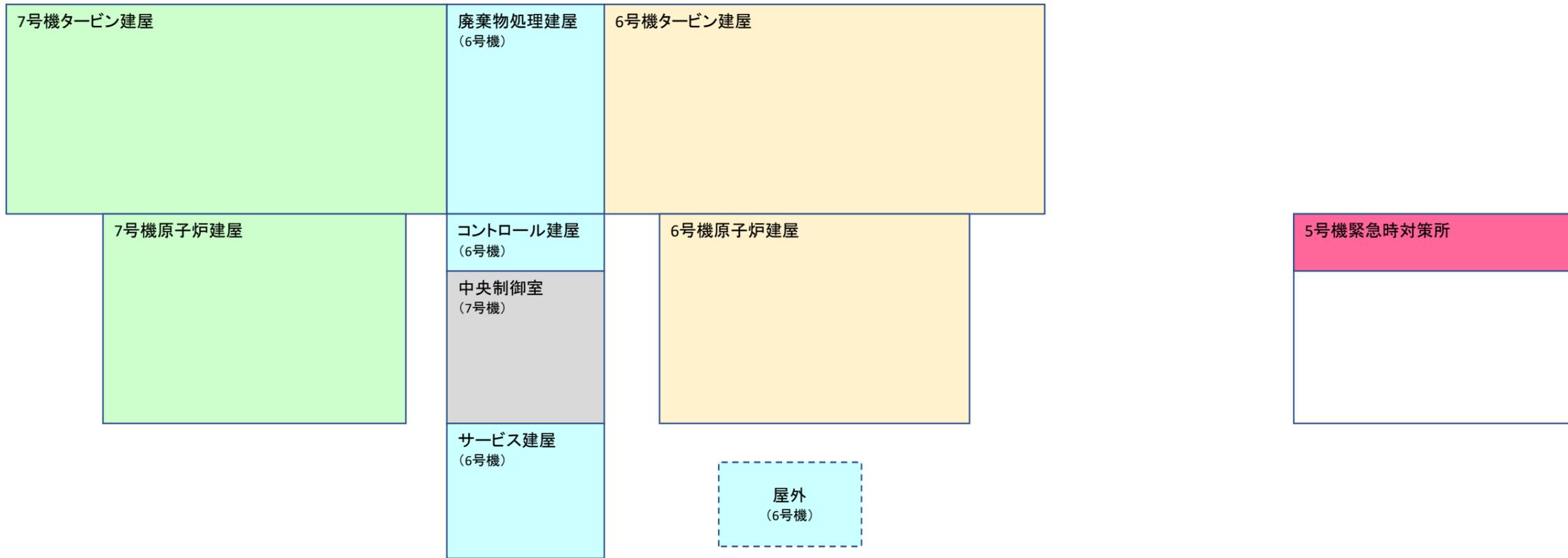


		緑部	青部	灰部	橙部	赤部
衛星電話設備(常設)	7号認可時	—	—	⑥-1 7号機設備	—	⑦-1 6,7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	⑥-2 6号機設備, 7号機に設置	—	⑦-2 7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置
衛星電話設備(可搬型)	7号認可時	—	—	—	—	⑦-1 6,7号機共用, 5号機に保管
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑦-2 7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に保管
無線連絡設備(常設)	7号認可時	—	—	⑥-1 7号機設備	—	⑦-1 6,7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	⑥-2 6号機設備, 7号機に設置	—	⑦-2 7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置
無線連絡設備(可搬型)	7号認可時	—	—	—	—	⑦-1 6,7号機共用, 5号機に保管
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑦-2 7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に保管
携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)	7号認可時	—	—	⑥-1 7号機設備	—	⑦-1 6,7号機共用, 5号機に保管
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	⑥-2 6号機設備, 7号機に保管	—	⑦-2 7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に保管 ⑦-3 6,7号機共用, 5号機に保管
5号機屋外緊急連絡用インターフォン(インターフォン)	7号認可時	—	—	—	—	⑦-1 6, 7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑦-2 7号機設備, 6, 7号機共用, 5号機に設置

※1. 7号認可申請済 ...  
 ※2. 6号にて新規追加 ...

⑦-2 : 5号機緊急時対策所に設置(保管)しており, 7号機設工認にて申請済み。申請号機が7号機のため, 『7号機設備』を追記  
 ⑥-2 : 中央制御室に設置(保管)。グランドルールに則り「7号機に設置(保管)」の記載を削除  
 ⑦-3 : 5号機緊急時対策所に保管。6号機設備として申請する。なお, 共用の扱いは7号認可時と同じ

## 通信連絡設備(発電所外)の共用整理について



		緑部	青部	灰部	橙部	赤部
テレビ会議システム(テレビ会議システム(社内向))	7号認可時	—	—	—	—	⑧-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑧-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置
専用電話設備(専用電話設備(ホットライン)(地方公共団体他向))	7号認可時	—	—	—	—	⑧-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑧-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置
衛星電話設備(社内向)(テレビ会議システム(社内向)及び衛星社内電話機)	7号認可時	—	—	—	—	⑧-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑧-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム, IP-電話機及びIP-FAX)	7号認可時	—	—	—	—	⑧-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑧-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置
データ伝送設備	7号認可時	—	—	—	—	⑧-1 6.7号機共用, 5号機に設置
	6号申請時 ※1 ※2	—	—	—	—	⑧-2 7号機設備, 6.7号機共用, 5号機に設置

※1. 7号認可申請済 ...  
 ※2. 6号にて新規追加 ...

⑧-2 :5号機緊急時対策所に設置しており, 7号機設工認にて申請済み。申請号機が7号機のため、『7号機設備』を追記なし

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置)(「7号機設備」,「6,7号機共用,5号機に設置」)及び送受話器(ページング)(警報装置)(コントロール建屋,廃棄物処理建屋,サービス建屋及び屋外)(「6,7号機共用,6号機に設置」(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ページング)(「7号機設備」,「6,7号機共用,5号機に設置」),送受話器(ページング)(コントロール建屋,廃棄物処理建屋,サービス建屋及び屋外)(「6,7号機共用,6号機に設置」(以下同じ。)),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)(「7号機設備」,「6,7号機共用,5号機に設置」),電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS端末)(コントロール建屋,廃棄物処理建屋,サービス建屋及び屋外)(「6,7号機共用,6号機に設置」(以下同じ。)),衛星電話設備(常設)(「7号機設備」,「6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。)),衛星電話設備(可搬型)(「6,7号機共用,5号機に保管」(以下同じ。)),無線連絡設備(常設)(「7号機設備」,「6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。)),無線連絡設備(可搬型)(「6,7号機共用,5号機に保管」(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(「7号機設備」,「6,7号機共用,5号機に保管」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】</p> <p>また,5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(「6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。))へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として,安全パラメータ表示システム(SPDS)を一式設置する設計とする。なお,5号機原子炉建屋内緊急時対策所(「6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。))内に設置又は保管する所内通信連絡設備は,計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム(SPDS)は,計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】</p>	<p>設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び所内通信連絡設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置)(「6号機設備」,「7号機設備,6,7号機共用」,「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。))及び送受話器(ページング)(警報装置)(コントロール建屋,廃棄物処理建屋,サービス建屋及び屋外)(「7号機設備,6,7号機共用,6号機に設置」(以下同じ。))並びに多様性を確保した所内通信連絡設備として、十分な数量の送受話器(ページング)(「6号機設備」,「7号機設備,6,7号機共用」,「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。)),送受話器(ページング)(コントロール建屋,廃棄物処理建屋,サービス建屋及び屋外)(「7号機設備,6,7号機共用,6号機に設置」(以下同じ。)),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末及びFAX)(「6号機設備」,「6,7号機共用,7号機に設置」,「6,7号機共用,5号機に設置」,「7号機設備,6,7号機共用」,「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。)),電力保安通信用電話設備(固定電話機及びPHS端末)(コントロール建屋,廃棄物処理建屋,サービス建屋及び屋外)(「6,7号機共用,7号機設備,6,7号機共用,6号機に設置」(以下同じ。)),衛星電話設備(常設)(「6号機設備,7号機に設置」,「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。)),衛星電話設備(可搬型)(「7号機設備,6,7号機共用,5号機に保管」(以下同じ。)),無線連絡設備(常設)(「6号機設備,7号機に設置」,「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。)),無線連絡設備(可搬型)(「7号機設備,6,7号機共用,5号機に保管」(以下同じ。))及び携帯型音声呼出電話設備(携帯型音声呼出電話機)(「6号機設備,7号機に保管」,「6,7号機共用,5号機に保管」,「7号機設備,6,7号機共用,5号機に保管」(以下同じ。))を設置又は保管する設計とする。【47条8-1】</p> <p>また,5号機原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部・高気密室)(「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。))へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として,安全パラメータ表示システム(SPDS)を一式設置する設計とする。なお,5号機原子炉建屋内緊急時対策所(「7号機設備,6,7号機共用,5号機に設置」(以下同じ。))内に設置又は保管する所内通信連絡設備は,計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。安全パラメータ表示システム(SPDS)は,計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条9】</p>	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>・6号機の設計整理に伴い明確となった共用設備の記載を反映したことによる差異</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>警報装置, 所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム (SPDS) については, 非常用所内電源又は無停電電源に接続し, 外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。【47条10】</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として, 必要な数量の衛星電話設備 (常設), 無線連絡設備 (常設) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し, 必要な数量の衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備 (可搬型) を5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に保管する設計とする。また, 5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) <u>(「6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))</u> を5号機原子炉建屋屋外, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお, 可搬型については必要な数量に加え, 故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1-1】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として, 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し, 緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内にそれぞれ一式設置する設計とする。なお, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は, 計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) は, 計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【77条2】</p> <p>衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は, 屋外に設置したアンテナと接続することにより, 屋内で使用できる設計とする。【77条3】</p> <p>また, 中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は, 中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条4】</p>	<p>警報装置, 所内通信連絡設備及び安全パラメータ表示システム (SPDS) については, 非常用所内電源又は無停電電源に接続し, 外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。【47条10】</p> <p>重大事故等が発生した場合において, 発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な所内通信連絡設備及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な所内通信連絡設備として, 必要な数量の衛星電話設備 (常設), 無線連絡設備 (常設) 及び携帯型音声呼出電話設備 (携帯型音声呼出電話機) を中央制御室及び5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に設置又は保管し, 必要な数量の衛星電話設備 (可搬型) 及び無線連絡設備 (可搬型) を5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内に保管する設計とする。また, 5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) <u>(「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))</u> を5号機原子炉建屋屋外, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内及び5号機中央制御室内に設置する設計とする。なお, 可搬型については必要な数量に加え, 故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1-1】</p> <p>5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として, 安全パラメータ表示システム (SPDS) のうちデータ伝送装置をコントロール建屋内に一式設置し, 緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) 内にそれぞれ一式設置する設計とする。なお, 5号機原子炉建屋内緊急時対策所内に設置又は保管する所内通信連絡設備は, 計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。5号機屋外緊急連絡用インターフォン (インターフォン) 及び安全パラメータ表示システム (SPDS) は, 計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【77条2】</p> <p>衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は, 屋外に設置したアンテナと接続することにより, 屋内で使用できる設計とする。【77条3】</p> <p>また, 中央制御室内に設置する衛星電話設備 (常設) 及び無線連絡設備 (常設) は, 中央制御室待避室においても使用できる設計とする。【77条4】</p>	<p>・差異なし</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>・差異なし</p> <p>・差異なし</p> <p>・差異なし</p>

青字: 柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異

先行審査プラントの記載との比較表 (計測制御系統施設の基本設計方針)

	柏崎刈羽原子力発電所第7号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第6号機 設工認申請書 基本設計方針 (変更後)	柏崎刈羽原子力発電所第7号機との比較
	<p>ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。【77条11】</p> <p>4.2 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向)) (「6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他向)) (「6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))、衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機) (「6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))、衛星電話設備 (常設)、衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX) (「6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条12】</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備 (「6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)) を一式設置する設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条13】</p> <p>所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他向))、衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX) 及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。【47条14】</p> <p>所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待</p>	<p>ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。【77条11】</p> <p>4.2 通信連絡設備 (発電所外)</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本社、国、地方公共団体、その他関係機関の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として、十分な数量のテレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向)) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他向)) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))、衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。))、衛星電話設備 (常設)、衛星電話設備 (可搬型) 及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX) (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)) を設置又は保管する設計とする。【47条12】</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム (ERSS) 等へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備 (「7号機設備, 6,7号機共用, 5号機に設置」(以下同じ。)) を一式設置する設計とする。</p> <p>なお、5号機原子炉建屋内緊急時対策所 (対策本部・高気密室) に設置又は保管する所外通信連絡設備及びデータ伝送設備は、計測制御系統施設の設備を緊急時対策所の設備として兼用する。【47条13】</p> <p>所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、有線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。テレビ会議システム (テレビ会議システム (社内向))、専用電話設備 (専用電話設備 (ホットライン) (地方公共団体他向))、衛星電話設備 (社内向) (テレビ会議システム (社内向) 及び衛星社内電話機)、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 (テレビ会議システム, IP-電話機及び IP-FAX) 及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。【47条14】</p> <p>所外通信連絡設備及びデータ伝送設備については、非常用所内電源又は無停電電源に接続し、外部電源が期待</p>	<p>・設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>・設工認申請号機の違いによる差異</p> <p>・差異なし</p> <p>・差異なし</p>

青字：柏崎刈羽原子力発電所第6号機と柏崎刈羽原子力発電所第7号機との差異